

有機フッ素化合物（P F A S）汚染水流出に係る横田基地への  
立入調査に関する意見書(案)

令和6年10月3日、北関東防衛局から都に対し、米側からの情報として「8月30日、短時間に降った豪雨により、横田基地の貯水池及び火災訓練用機材そのものを含む消火訓練エリアからP F O S等を含む泡消火薬剤の残留が含む約4万7,000リットルの水が恐らくアスファルト上にあふれ出し、数量不明の分量の水が地上から雨水排水溝に流入し、施設外へ出た蓋然性が高い。本事案について、再発防止計画を講じている。」との情報提供があった。また、同月16日、「貯水池のP F O S等の濃度は、令和5年11月の測定値によると、P F O S及びP F O Aの合計で1リットル当たり1,620ナノグラムである。」と追加で情報提供があった。

これを受け、同年11月20日、横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会が米軍に対し、漏出の詳細な状況が示されていないことなどから、現地で直接説明するよう要請したことは重要である。

日米地位協定の環境補足協定では、第4条において、環境に影響を及ぼす事故（すなわち、漏出）が現に発生した場合に、施設及び区域への適切な立入りを行うことができるよう合同委員会が手続を定め、及び維持することに合意すると規定している。そして、その手続を定めた日米合同委員会合意では、環境に影響を及ぼす事故（すなわち、漏出）についての通報が行われたとき、日本国政府、都道府県又は市町村の関係当局は、現地視察を行うこと及びサンプルを採取することを申請することができるように定めている。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、有機フッ素化合物（P F A S）汚染水流出に係る横田基地への立入調査を申請するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月 日

東京都議会議長 宇田川 聡史

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
外務大臣  
防衛大臣

} 宛て